

日本血栓止血学会 教育委員会 内規

2020年11月28日制定

2021年8月4日改訂

(名称)

第1条 日本血栓止血学会（以下、本会）は、日本血栓止血学会教育委員会（以下、本委員会）を設置する。

(目的)

第2条 本委員会は、血栓性疾患、出血性疾患およびその基礎となる疾患や病態（以下、血栓止血異常症）における診療についての専門的知識および臨床経験を有し、かつ血栓止血疾患に従事する医師への指導および教育を実施することにより、血栓止血異常症診療の向上ならびに同患者の予後・治療成績の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 本委員会は、第2条に掲げる目的を遂行するために、日本血栓止血学会教育セミナーを代表とする教育プログラムの企画・運営を行う。

2. 本委員会は、日本血栓止血学会学術集会、学術標準化委員会シンポジウム時に開催される教育講演については、その企画を追認する。

(構成)

第4条 本委員会は、委員長、副委員長各1名、委員数名をもって構成する。

2. 委員は、本会代議員の中から委嘱される。
3. 委員長は、本会理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 副委員長、委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
5. 委員長、副委員長および委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
6. 委員長が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第5条 委員長は、毎年1回以上の定例委員会を召集し、その議長を担当する。

2. 委員長は、必要に応じて臨時委員会を召集することができる。
3. 委員長は、審議状況および決議の結果を理事会へ報告する。
4. 前項による報告を受けた時は、理事会は、これを必要に応じて総会に報告する。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。
6. 委員会は、3分の2以上の委員の出席をもって成立する。
7. 委員は、委任状の提出をもって出席に替えることができる。
8. 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(細則)

第 6 条 この規則に規定するものの他、本委員会の運営についての必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(内規の変更、改廃)

第 7 条 この規則の変更、改廃は、本委員会の議決を経て理事会の承認を受け、変更することができる。

附則

この規則は、2020 年 11 月 28 日から施行する。